

No.	提出された御意見	総務省の考え方
1	<p>近畿総合通信局管内他において特定実験試験局の免許を取得し、5.100-5.120GHzを用いて「高精度位置検知システム」の実用化実験を実施中です。</p> <p>本実用化実験は、信号の伝送速度が毎秒2メガビット以下であるアクティブタグを用いた「高精度位置検知システム」を実用化するために、特にマルチパスが激しい屋内環境での比較的長期間の運用を計画していますので、使用可能期間を平成29年6月30日まで延長するようお願いいたします。</p> <p>なお、「無線設備規則 第49条の20 小電力データ通信システムの無線局の無線設備 (3)5,180MHz-5,320MHzの周波数の電波を使用する無線設備」によれば、信号伝送速度が毎秒20メガビット以上の信号伝送ができるものであることが規定されていますので、このままでは、アクティブタグなどの小型化と低コスト化が難しい状況にあります。</p> <p>願わくは、5GHz帯において、信号の伝送速度が毎秒2メガビット以下であり、等価等方輻射電力が10mW/MHzであり、屋内環境で使用するアクティブタグの運用を認めていただけるよう、将来の法改正を視野に入れたご検討をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【有限会社 アール・シー・エス】</p>	<p>5100-5120MHzの周波数については、国際的に航空無線航行業務に割り当てられていますが、2015年に開催される世界無線通信会議において新たな業務への割当てが検討されることとなっているため、今回の期限の設定を行ったところであり、現段階での延長は困難です。</p> <p>無線設備規則に関する御意見については、本件と直接関係ありませんが、今後の参考とさせていただきます。</p>